

平成24年6月11日

午前10時開議

議 場

1. 議事日程（第8日目）

- 日程第 1 承認第 7号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第 2 承認第 8号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成24年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号））
- 日程第 3 議案第41号 上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第42号 上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第43号 上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第44号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第45号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第 8 議案第46号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第 9 議案第47号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 報告第 1号 平成23年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第 2号 平成23年度上天草市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 同意第 3号 上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 請願・陳情等の取り扱いについて
- 日程第15 選挙管理委員会委員の選挙について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（22名）

議長 堀江 隆臣

1番 平田 晶子

2番 何川 雅彦

3番 田中 辰夫

4番 須崎 光枝

5番 宮下 昌子

6番 西本 輝幸

7番 高橋 健

8番 小西 涼司

9番 田中 豊八

10番 島田 光久

11番 川口 望

12番 田中 万里

13番 北垣 潮	14番 園田 一博	15番 窪田 進市
16番 津留 和子	17番 桑原 千知	18番 渡辺 勝也
19番 田中 勝毅	20番 猪塚 安親	21番 新宅 靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長	川端 祐樹	副市長	尾上 徳廣
教育長	鬼塚 宗徳	総務企画部長	杉田 省吾
市民生活部長	大谷 達巳	建設部長	楠本 金生
経済振興部長	坂中 孝臣	教育部長	松本 和任
健康福祉部長	静谷 正幸	上天草総合病院事務部長	松本 精史
市長公室長兼総務課長	村上 理一	会計管理者	小多 貞利
水道局長	緒方 雅文	財政課長	川端 義孝

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大西 訓	局長補佐	山下 正
参事	小松野洋己		

開議 午前10時00分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお会議に入ります前に、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長(西本 輝幸君) おはようございます。

本議会に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

検討事項は、本日提案の議案第47号、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての追加議案1件でございました。総務企画部長並びに事務局長から提案理由などの説明を受け、慎重に審議しました結果、本日の本会議に上程する

ことに決定いたしましたので、御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日は質疑となっておりますが、質疑の仕方については、議会運営申し合わせ事項のとおり、同一議題での質疑項目の中、補正予算の議案は各課につき3項目以内と定めてあります。なお通告をしていない場合は1項目までとして、自分の所属する委員会の所管に関する事項は本会議では質疑はせず、委員会で行うこととしております。また、本会議での質疑は、自己の意見など一般質問にならないよう議会運営申し合わせ事項に定めてありますので、御注意をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 承認第7号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定について）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、承認第7号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

まず5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） この承認第7号ですが、もう少し事故の原因などの詳しい説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） おはようございます。事故の原因などについて、もっと詳しい説明をいたします。

平成23年6月20日の梅雨前線豪雨により、市道蔵々千束線道路災害により、道路が崩壊し、それに伴い道路に埋設中の上水道管パイ150ミリが破損し、土砂を伴い道路下方に設置してありましたビニールハウスが倒壊し、損害を与えたものでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 昨年の6月20日、梅雨の雨による自然災害ということでいいんでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） はい。自然災害だそうです。

○議長（堀江 隆臣君） 次に10番、島田光久君。

○10番（島田 光久君） 事故の状況はわかりました。保証金を専決より払ってあるんですけども、これは保険か何かを活用して支払われているのか。それと、和解内容ですね。どのような形で和解されているのか。それと、賠償額の決め方、その辺を説明してください。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） 市の保険責任はどうなっているかについて最初にお答えします。

本保険は、全国町村会総合賠償保険制度により行っております。対象となるのは、市町村が所有、使用、または管理している道路で、道路法第3条第4号の市町村道が対象でございます。

和解内容と損害賠償額の決定については、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議申し立てをしないことを確約する旨の示談を成立しております。また、本示談のほか、双方間には一切の債権債務関係がないことも確認をしております。損害賠償額の決定につきましては、新品価格の見積書を提示し、減価償却率を乗じた額であります。損害賠償額は50万円でございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、この写真によると、ハウスを下のほうに移動されていると思うんですけども、上のほうの土地の改修なんかは恐らく示談でしないという認識でよろしいかと。今回は、道路災害で被害をもたらしたと。例えば道路ではなくて、普通の山ががけ崩れして畑とかハウスとかをつぶした場合の保険とかの活用はどうなっていますか。その辺を教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） この保険は全国町村会総合賠償保険制度の道路法に基づくものでありまして、この対象といたしまして、道路としては農道、林道、里道も対象でございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） それはわかります。同じ形で、道路ではなくて、がけ崩れが起きるという災害が想定されるんです。道路以外の場所のがけ崩れでハウスをやられた場合の保証はどのようになっているかと、最後、あと1点、この付近の道路の復旧状況はどれくらい進んでいるか、この2点を最後に聞かせてください。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） 山崩れの保証については私も正式に把握しておりませんが、山崩れでなった場合は災害対象になるかと思えます。私の勉強不足で済みません。

それと2点目は、この前私、5月の初めに現地に行っただけでしたが、70%ほど完了をしております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） お尋ねしたいんですけども、損害賠償についてではございませんが、事故自体が、大雨によって被害が出て、最初の発端は水道管の破裂によって起こったといういきさつがございます。当時、現場の方々にお尋ねしたところ、それを建設するところから、もしそういう事故が起きたらどうするのかということが、当時の大矢野町のころに出でいたらしいんです。そのほかにも同じような水道管が通っているところがたくさんあるかと思えます。そういうときの事故の対策の部分は、どのように対策を講じておられるのか。多分想定外の事故だったと思うんですよ。なので、そういうことも想定した安全対策を今後考えなければ、水道管が破裂して、下に民家があって、その民家が流されたりという大きい事故につながらないためにも、今後、考えるべきではないかと思うんですが、その辺はどのように検討されているのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） 今おっしゃったとおり、もしそういうことが起きた場合は、家屋等に多大な被害をこうむりますので、水道管についても水道局と協議いたしまして、現地調査等を含め検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

それでは、承認第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり承認とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

日程第2 承認第8号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成24年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号））

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、承認第8号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

10番、島田光久君。

○10番（島田 光久君） 23年度の介護保険特別会計補正予算第1号について、1点だけお尋ねしたいと思います。

今回補正予算ということで、330万円の不足額が発生しています。その理由です。そして、これは恐らく基金を取り崩して歳入されていると思うんですけども、歳出でこの項目を見ると、補償額及び賠償金みたいな形で項目に上がっているんですが、330万円不足した理由とか、その辺をわかりやすく教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） おはようございます。今回補正の330万円の不足が発生したことの原因について説明させていただきます。

介護保険特別会計の財源不足に至った理由といたしまして、3月補正において、歳出の介護給付等の見込み額を見込んだときの算定誤りが主な要因だろうと考えております。12月までの実績をもとに、介護給付費の年間の見込み額を算定しております。それに合わせて変更申請等を行っており、その中での23年度の交付金が確定されます。その給付見込み額が実績見込み額より少額であったということで、23年度における国、県支払い基金の交付金が少なく交付されたということで、財源不足が生じていると考えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 歳入は基金を取り崩されて持ってきたんですが、基金にどのくらい余力があるのかわかったら教えてほしいんですけども。それと、23年度の予備費か何か、そういう項目で残金はなかったんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 基金の余力につきまして、昨年の残高が2億6,800万円ありまして、今年度第5期介護計画の中で1億5,000万円の取り崩しをお願いしております。今回その残り分、あと1億1,800万円ぐらいが基金の残高として残っております。

それから、予備費は歳入不足を生じておりましたので、予備費の残高はゼロという形になります。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） これはまた追加で交付金として入ってくるんじゃないかと思うんですけども、入ってきたときは歳入で入れて、崩した基金に積むとかいうことは考えていないんですね。その辺はどうなりますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 今回補正でお願いした時点では、国、県支払い基金等の精算額が確定しておりませんでしたので、基金の財源を取り崩して充てさせていただきました。今後、国、県の交付金が確定した後は、基金にまた積み立てていきたいと考えております。今、

概略ではありますけれども、国が1,100万円、県が200万円あたりと、支払い金が29万円、一般会計に返還分が800万円ぐらいありますので、残りの分で積み立てのほうに持っていきたいと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論は終わります。

それでは、承認第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第41号 上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第3、議案第41号、上天草市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

10番、島田光久君。

○10番（島田 光久君） これはオンラインの結合による制限という条例の改正になっていすけれども、ここでいう実施機関の位置づけです。例えば上天草市には本庁が二つあります。支所があります。出張所もあります。これを含めたところの実施機関になっているのか。その辺の位置づけはどうなっているのか教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） おはようございます。お答えいたします。

個人情報保護条例の実施機関ということでございますが、個人情報保護条例は、個人情報の適正な取り扱いに関する必要な事項を定め、自己の個人情報を管理する権利を保障することにより、市政の適正かつ公正な運営と、個人の権利、利益を保護することを目的としているものでございます。

実施機関の範囲は、条例第2条第2号により、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会等の

本市の行政運営を担う主要機関を定義しているところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 庁舎内それぞれ、各部署で情報をとれると思うんですよ。その意味の実施機関です。本庁で個人情報を出せるでしょう。統括支所や出張所、全部じゃないにしても、大部分で出せるのではないかと思うんです。だから、ここでいう実施機関が、上天草市全体の、支所等を含めたところの実施機関で活用されていると思うんです。その位置づけなんです。前回の改正前のあれが国とか県とかに一部つながっていたのかなという認識になるんです。今回の改正ではそれをなくして、市内だけのオンラインというか、そういう保護条例なのか、その辺がはっきりしないんです。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 実施機関とは、先ほど言いましたとおり、行政内部、市役所でいう市長部局とか議会事務局とか選挙管理委員会、教育委員会という部局を実施機関といいます。今回、条例改正をするのは、クラウド化ということで前回お話ししたと思います。クラウド化に伴って、行政以外にクラウド化するデータセンターにネットワークの接続をやる必要が出てきますので、そういうところで今回条例改正をしているところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 最後にあと1点だけ。今言われた実施機関以外のオンラインの結合の必要性が、どんな場合に発生するのか、それが速やかにすぐできるのか、その辺をわかりやすく説明してください。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 先ほどと重複するかと思いますが、現行の条例は、第12条により、国、ほかの地方公共団体、その他の実施機関以外の者との間で通信回線により電子計算機の結合を行ってはならないと規定され、市役所以外の者とネットワークを物理的に接続されないような措置をされているものでございます。一方、昨年の大震災の教訓から、大規模災害が発生した場合の地方公共団体保有の重要データの保護及び市民サービスの提供方法など、行政の情報管理のあり方が問われており、本市では、その対策として、通信ラインの2系統の確保と重要データ確保のため、クラウド化の推進を図っているところでございます。しかしながら、現行の条例では、実施機関以外の者との間では、ネットワーク接続が困難であることから、情報通信ネットワーク技術の高度化に対応したクラウドシステムを導入しつつ、個人情報の利用または提供制限を行うことができるような措置を講ずる必要があるため、今回条例を改正するというものでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は総務常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第42号 上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第4、議案第42号、上天草市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。
3番、田中辰夫君。

○3番（田中 辰夫君） 通告はしておりませんでした。共同調理場ということは単独でないという意味だと思いますけれども、これを見ても、龍ヶ岳地区の調理場がないんですが。私が見た感じでは、龍ヶ岳中学校には調理場がないような感じがするんですけども、どうなっているのか。高戸小学校は今龍ヶ岳小学校になっているんでしょうけれども、龍ヶ岳中学校には調理場はないと私は認識しておりますが、どうなっているのかなと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） お答えします。現況では中学校にはございませんので、この前まで大道で調理しておりました。そちらの調理場から調理して運んでおります。

○議長（堀江 隆臣君） 田中君。

○3番（田中 辰夫君） 現在は、大道中学校で調理したものを龍ヶ岳中学校へ運んでいるということになるわけですね。では、今後、龍ヶ岳小学校に新しい調理場ができるわけですね。そうなった場合には、どう考えていらっしゃるのか。龍ヶ岳中学校がすぐ隣にありますので、共同調理場として考えられておられるのか、このままの状態で行われる予定なのかをお聞きします。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 龍ヶ岳小学校の調理場が完成した後は、龍ヶ岳小学校の調理場を共同調理場として利用し、小学校、中学校の分を合わせて調理するようになります。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第43号 上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第5、議案第43号、上天草市龍ヶ岳地区集会所等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

10番、島田光久君。

○10番（島田 光久君） 今回条例から仏崎集会所を削ることになっていますが、この理由と、仏崎集会所を削った場合の今後の位置づけはどうなっているか。それと、上天草市全域には、集会所があり、自治館があり、公民館があると思うんです。旧町をそのまま持ち寄っているからですね。これと違う点とかが何かあったらその辺を教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） お答えします。仏崎地区集会所は、昭和55年に龍ヶ岳町が建設し、設置した集会所でございます。施設の老朽化がかなり激しくなっておりました。さらに地盤沈下も発生しておりましたので、利用が困難な状況となり、平成21年9月に取り壊し、その跡地に仏崎地区が事業主体となって、同年度にコミュニティ助成事業より助成を受けて集会所を設置しました。それで、この条例にございます仏崎地区集会所そのものがなくなりましたので、条例から削るものでございます。

それと、集会所と自治館の違いでございますが、集会所と自治館は呼び称が違うだけで、機能は全く同じでございます。集会所と呼んでおりますのは龍ヶ岳地区で、一部につきましては地域学習センターと呼んでおります。あと、使い方としましては、樋島地区についていえば、幾つかの行政区ごとに自治公民館が形成されております。その自治公民館の集会等、いろいろな会議等で使われておる状況です。それと、公民館といいますと上天草市に13地区ございます。その13地区が地区公民館として設置しているものでございまして、管理等につきましても、地区公民館についてはすべて市でとり行っております。

ほかは何かありましたか。

○10番（島田 光久君） 集会所が廃止された後の位置づけです。

○教育部長（松本 和任君） 仏崎地区に新しくできたものですか。それは、今までの龍ヶ岳地区で所有していた建物と違いまして、全市的に、龍ヶ岳と姫戸以外は各自治館で所有、運営しております。それと全く同じ扱いになります。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、龍ヶ岳地区集会所は全部公設の集会所だったと思うんです。今回仏崎集会所を削るということは、考え方として、仏崎集会所が民設の集会所に変わるわけですね。龍ヶ岳はほとんど公設の集会所ですが、ほかの地域の自治館、公民館は、ほとんど民設なのか、公設もあるのか、その辺がわかったら教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 現在公設は、龍ヶ岳地区の仏崎地区を除いた分と、姫戸が全地区でございます。そして、松島に2館ほどございます。そのほかはすべて民設です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） この条例を見ると、民設公民館には13万円の維持管理費がなされていると条例にあるんです。13万円維持管理費を出される民設公民館があるのかないのか。それと、民設の公民館なり自治館なりは、年間6万5,000円維持管理費を出されています。公設も民設も一緒の金額になっているんですけれども、これは、規模が大きくても小さくても一緒という意味でしょう。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） 大きさには関係なく出していると思っております。

○10番（島田 光久君） 13万円出している民設公民館がありましたか。

○教育部長（松本 和任君） 民設の場合はすべて維持管理等もやっておりますので、そういう交付金を総務から出しているんですかね。公設の場合は無償で貸し付けの契約を結んでおりますので、資本的な支出がなされていないということで、13万円は交付されていないものと認識しております。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑がなければ、本件は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第44号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

○議長（堀江 隆臣君） 日程第6、議案第44号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第2号を議題といたします。

本件について質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

まず15番、窪田進市君。

○15番（窪田 進市君） 通告資料に出しておりますように、説明資料の2号の10ページの中から質問をいたしたいと思います。

農業費補助金について、まず、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金118万5,000円の内容についてお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） おはようございます。ただいま議員から、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金118万5,000円の事業内容について申し上げます。

この事業といたしましては、熊本県の農業の主要品目であります野菜、果樹、花き等について、気温の温暖化や燃料、資材等の高騰を初めとして、現在厳しい状況下であります。産地間の競争に打ち勝ち、園芸産地の維持発展を図るための施設、機械、基盤整備等を支援し、稼げる園芸産地を育成するというを目的に、県が実地している事業でございます。

補助の対象となる事業主体は、農協、農業生産法人、農業者の組織する団体などございませ

て、県の補助金は3分の1以内であります。市の負担はございません。市を経由して事業主体へ支給するトンネル事業となっております。

今回補正に当たりましたのは、5月2日に熊本県に対して2件申請を行いました。審査の結果、5月31日付の熊本県からの内報によりまして、1件しか採択されませんでした。当初したのが118万5,000円で行いましたけれども、採択された後の金額として18万6,000円ということで、申請をされた1社しか採択をされませんでしたので、この金額の118万5,000円が18万6,000円という形になりました。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 今説明のように、農業振興あるいは育成のための目的はわかりますけれども、申請をいたしまして、118万5,000円、今回18万6,000円になったと。説明資料の中でも、タマネギの選果機だとか申請したけれどもという説明がありました。ところが、現時点で不採択になったものは、この次は補正、減額修正となるんじゃないでしょうか。その点についてお答え願います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） この状況からしてみると、申請をいたしましたあまくさ農業協同組合さんと大矢野有機センターさんの2社が応募されましたけれども、その中で採択されたのが、あまくさ農業協同組合のタマネギの選果機4台が3台という形での、18万6,000円の補助金で減額になりました。その1社につきましては、今後、私たちもどのような対応をしていくかということでございますけれども、今回採択をされなかった大矢野有機センターの方につきましては、今後募集される県の環境保全型農業育成事業、補助金の3分の1でございますけれども、補助事業の情報提供などをしまして、来年度の機械参入に向けてのサポートもしなければならぬし、今回で118万5,000円を18万6,000円に減額をするような状況でございますので、それを提案した状況でございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 減額をしたということですがけれども、現在では減額じゃないですね。118万6,000円補正予算を計画したということでしょう。ところが、現時点の内容は既に不採択になっているということですが、そのところが、この次はそれだけ減った分が補正減額ということになるんじゃないですかということですが、現時点で経理上当初予算はそのままにしてありますという内容と思いますが、その点はいかがですか。減額ではないと言いますが。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 最初にこの補正という形で提案したのは、5月2日の時点で熊本県にしました。5月31日の状況で採択という形になりましたので、県の事業としては1件しか採択されなかったという現状ですので、これについては減額をせざるを得ないんじゃない

ないかと思えます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） これは減額補正じゃないでしょう。118万円をそのまま予算計上してありますということじゃないんですか。内容的には不採択だから、もう減額の見通しになっているということの説明じゃないですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 済みません、私が勘違いしておりました。それは議員が言われるとおりです。採択をされませんでしたので、そういう形でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 質問は終わりますが、今後、そういう事業については、どのくらいの信憑性とか可能性があるのかというのを、事前に。幾ら市は素通りであっても、関係機関と十分精査されまして、補正はした、この次は減額とらないようお願いして、次の質問に入りたいと思えます。

次は、第2点目です。林業費補助金3,683万3,000円の内容について、まずお聞かせください。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金3,683万3,000円でございます。この事業は、熊本県の森林整備促進及び林業等再生基金を利用した事業でございます。平成24年から平成26年までを対象として実施されております。緑の再生プロジェクト促進事業ということでございます。

事業は、本年2月に要望調査がありまして、県から上天草市内の業者4社へのアプローチがありまして、株式会社松島木材センターの事業ということになり、上天草市から熊本県に対して事業を申請したという形でございます。市の負担はなしでのトンネル事業でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 説明資料の中にも、国の補助事業で市の負担はありませんという内容でありますけれども、国はいろいろなすべての事業について、市を通じて事業者へ補助金を出すということになっていきますね。恐らく平成21年ぐらいからこういった木材センターの整備計画が出されたことが頭の中にあります。そして、1年ぐらいして、どうも乾燥機が合わない、取り下げますということがあった経過を覚えております。今回また、国の3次補正で木材流通とか森林産業をさせていこうという意味で、国が予算をかけられて、補助を受ける木材業者はありませんかということで、松島木材センターが上げられたと思えます。

まず第1点は、事業計画、予算計画をされて不採択になったと。今度はさらに、また事業計画をされて採択を受けられるわけでありましてけれども、その付近の経過が一つです。

それから第2点は、市が素通りでありますけれども、資金の債務補助ということは市には求められないと思いますが、その付近はどういう仕組みになっていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議員が言われました、不採択になって今回採択になったという経緯でございますけれども、この経緯については私も聞いておりません。しかし、今回の事業につきましては、加工施設の改良によって、製品の付加価値の向上と作業の効率化を考慮した事業とのこと聞いております。それで、松島木材センターに確認しましたら、工事着工予定が8月の初旬として、竣工が12月を見込んでいるということを知りました。それで、平成20年度に補助事業を利用して、製材施設の整備をされておりますけれども、現在60名が雇用されております。今回の事業を実施することにより、約20%の生産増となるということで、7名程度の雇用を予定しておられると聞きました。

また、松島木材センターの間伐材の取扱量が、材木全体約4万立米の70%ぐらいを取り扱っておられるということから、間伐材の利用の促進が図られるとともに、森林の環境保全や地球の温暖化の緩和にもつながるという意味でのこの採択ということでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 去年の3月でしたか、議会でも、松島木材センターの加工施設の計画がされておりました。その後、採算が合わないといいますが、事業が乗らないと。90日で乾燥するものを60日ぐらいの乾燥にしていこうという計画だったそうですけれども、その技術が伴わないと、今のところでは事業的には乗らないから、これはもう取り下げますということで、21年間ずっと繰り返してきたんですね。今回は乾燥じゃなくて、木材製造とか、今部長がおっしゃったようなすべてを含めた機材とか事業が違いますけれども、そういったものにつきましても、今、大震災が起きまして、木材の需要とかいろいろ変わってきて、流通も国が進めるのだろうか。今、木材センターさんが朝からいっぱい積んでおります。人吉でも共同製材所ができました。ですから、そういう意味では、事業活性化のためには大いに国の補助金をもらってやるべきだと思います。木材の50%補助ですから、相当の金額です。木材センターさんもやられています。そういった将来、現況の見通しでも結構ですから、木材需要も含めて御答弁を願いたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 先ほど議員が申されたとおり、木材センターさんのような60名を雇用される会社とか、また、今度7名程度雇用していただく会社というのは、上天草市では非常にありがたい事でございますので、そこも含めたところで、上天草市や熊本県の木材を使って――今までは切って山に捨てておりました間伐材とかも利用した形での生産ということになりますので、申請とか、いろいろな事業とかをこの会社がされるとすれば、バックアップもしたいし、そういう点でもサポートしていかなければならないと感じております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） そういった現況でありますので、地元の業者の育成には大いに国の補助金を適用いただいて、そして、地元の雇用活性化にもつなげていければと思いますので、今後については、事業主体とあわせて経営についても御支援をいただければいいのではないかと思います。

次に、17ページ、企業立地促進及び雇用促進事業の減額400万円についてお尋ねをいたしたいと思いますが、まず内容説明をお願いしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 企業立地促進及び雇用促進への補助金の400万円の減の内容でございます。

平成21年6月議会の定例会において承認をいただきました、企業立地促進及び雇用促進事業の補助金によるものでございます。補助金の交付要件として、企業操業にあわせまして投下固定資産額の総額と雇用人数の要件をクリアしなければならないという条件がございます。その中で、24年度予算の中に、天草きのこファームが100万円、医療法人社団蘇心会、竹島医院でございますけれども、そこが341万円、有限会社真和会、村上病院が459万円の合計900万円という形で予算を計上させていただきました。しかし、23年度中にクリアできたのが、医療法人社団蘇心会の竹島医院のみになります。天草きのこファームについては、加工部門においてクリアがされておられません。それと、有限会社真和会の村上医院につきましては、本年4月に要件は満たされましたので、来年の補助金の交付対象としてとらえておりますので、今回400万円が不要となったので、減額の処理をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） これは市単独事業の条例に基づいた育成のための助成金ということでありましてけれども、まず、姫戸の牟田小学校跡地の福祉施設については、事業がおくれて今回は間に合わないと。それから、竹島医院がされております蘇心会のデイサービスは、350万円だったと。それから、きのこファームは、加工事業を管理されているんですか。これは、今のところは事業をやっていないということじゃないでしょうか。それが一つと、先ほども申し上げましたように、当初計画の詰めですね。減額をしないでも、ある程度は年度内にできるという詰めは慎重にやるべきじゃないかと思っておりますので、まずその付近をお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） きのこファームについては、現在樋合小学校でキクラゲを栽培されております。その中で、加工部門という形で生のキクラゲや乾燥キクラゲを出荷されておりますけれども、加工分野といたしまして、そこで佃煮とかいろいろなものを開発されてお

ますが、その加工分野で平成23年度中にクリアなされなかったということで、今いろいろ進めていらっしゃいます。私たちもその点について、中に入っているいろいろ相談を受けたり、指導もしておりますけれども、今はそういう状況でございます。

真和会については、どうしても3月いっぱいには要件が満たされませんでした。私たちも3月いっぱいには操業開始されるものと思っておりましたけれども、4月に条件をクリアしたということで、日にちが十何日間くらいずれたということで、来年度の交付対象という形になったような状況でございます。私たちも予算を計上させていただく以上は、今から先もこういうことがないように、なるべくいろいろな協議をしながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 市の単独事業ですので、できるだけ取り組みやすいようにされて、できるだけ早目に時流に乗せるために、この事業は奨励しながらやられると思います。計画をもっともっと慎重に、業者、施工者と打ち合わせてやっていくべきだと思います。ですから、きのこファームについても、生産については非常に頑張っておられます。しかし、加工までやらなければ流通にということではなされたけれども、この辺も、中身の内容検討が必要だろうと思います。繰り返しますように、今後は事前の協議、ヒアリングを十分されまして、支援、指導していただかなければならないと思います。あわせて、今後について、これは条例にするときにも大分議員から提案がありましたけれども、今、農業の荒れ地とか、漁業についても一緒ですが、いっぱいあります。荒れ地あたりを、農業法人をつくって、荒れ地解消とあわせて雇用対策に法人あたりができて、3人、4人雇用すれば、かなりの農業生産とか農地の保全ができるということです。その辺は前回討議されましたけれども、参考までに部長の考え方もお願いしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） いろいろな面で、今、農業を一人で行うのはなかなか厳しゅうございます。一生懸命頑張っておられるところもございまして、言われたとおり、農業法人とかグループでの活動ということで、資金面にも余裕ができますし、一人で考えるよりも3人、5人で考えたほうがいろいろな情報も出ますので、それは私たちも、今後、農林水産課や農業委員会も含めまして対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） それでは、次の質問をお願いしたいと思います。次は、12ページでお尋ねしたいと思います。テニスコート整備事業6,400万円の減額。減額の理由については、スポーツくじの助成金により予算の組み替えをいたしましたという説明でしたけれども、まずその付近につきまして経過をお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○**教育部長（松本 和任君）** 当初予算編成時にはまだt o t oに申請中でございました。ですから、予算面では合併特例債を充当して予算を編成しておりましたが、今年度の4月13日に、スポーツ振興センターよりスポーツ振興くじ助成金の交付の内定をいただきました。それをいただきましたので、それに基づいて今回予算の組み替えを行ったところです。

○**議長（堀江 隆臣君）** 窪田君。

○**15番（窪田 進市君）** 特例債というのは、合併によっていろいろな支障を来すと。合併により事業をしなければならないことが一般的な特例債ということで、ずっと合併当時から、道路の問題とかいろいろなことに関心を持ってきました。しかし今回は、テニスコートの建設に特例債をとということでありましたのを、今後は、特例債はいろいろなものに活用できるようになったから、市の財政の中身もいいなと思いました。ところがさらに、日本スポーツくじ協会に教育委員会から申請されて、許可がおりた6,460万円ですか、これはかなり大きな成果だと思います。

ですから、初めは特例債で予算を組んでおくと。そして、t o t oの助成金が許可できれば組み替えていこうという意味だったと思います。それはそれとして、t o t oというのは、ある程度事前にいろいろな要領を得て、そして、スポーツ振興資金がありますけれども、1年前かはわかりませんが、目的を持って申請されるものだと思います。ですから、それを要求されて特例債等をふやしたけれども、特例債というのは今度は県の補助金だなど、端的に、頭がなりますけれども、内容がわかるのならそういうt o t oの資金の流れも教えていただきたいと思います。

○**議長（堀江 隆臣君）** 教育部長。

○**教育部長（松本 和任君）** t o t oの申請をするに当たり、ある程度計画が固まらないと申請ができないわけです。ですから、申請ができるような状態になったのが少し遅くなりますので、その時点での内定通知がいただけません。ですから、タイムラグがあって――最悪の場合は、私どももこの特例債、言わば借入金でつくる予定でございましたので、あてにはしていませんけれども、決定しない間は予算に計上できないということでございます。

○**議長（堀江 隆臣君）** 窪田君。

○**15番（窪田 進市君）** わかりました。予算計上はできませんけれども、t o t oの予算申請も執行中なんですというのを、差し支えがなければ事前に説明していただければ、急に変わったなというのがないと思います。そのあたりは、差し支えなければ口頭でも結構だったと思います。

もう一つは、10年前に大矢野スポーツクラブドリームズが設立いたしました。その当時、私も担当しました。そのときは、t o t oの予算がかなりの金額で4年間継続されてきて、それによっていろいろな総合スポーツがスタートしました。ところが、三、四年しましたところ、もうほとんど助成金はありませんと、収益がないようになりましてという国のあれだったんですね。現在では、またそういうことで、国のほうでは、このスポーツくじがどんどん成果を得て、資金が多くなったからこのようにされたと思います。今回は教育関係でされましたけれども、今後こ

ういうものを活用するためには、総力を結集しまして、そういう旨で申請していただきたいと思っています。今後また同じようなことを申請することができると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（松本 和任君） t o t oの助成の内容を調べてみますと、いろいろなスポーツ関係の事業に活用できるメニューがございます。ほかの施設を今後計画した場合も、まずは補助金とか、こういった助成金をまず念頭に入れながら、なるべく一般財源に迷惑をかけないような形で整備を進めていきたいと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 今回就任されました副市長が、今後はそういった交付金をいかに活用するかというのが大きな課題でもありますと言われましたが、そのとおりであります。全執行体制の中で、いろいろな分野でそういう補助枠があると思います。そのことについて、最後に市長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） もう3回たっていますが、よろしいですか。

○15番（窪田 進市君） はい。

○議長（堀江 隆臣君） 次に8番、小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 1点だけ通告をしております。ページ17、委託料について伺いたいと思います。

新・地域再生マネージャー事業委託料、この事業について、委託先並びに事業内容等の説明をお願いしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 新・地域再生マネージャー事業の委託料は868万円でございます。事業の概要と経過でございますけれども、この事業は、財団法人地域総合整備財団、通称ふるさと財団といいますが、そこと総務省が連携をいたしまして、財団法人市町村振興協会の協力を得まして、地域再生マネージャーを地域に派遣し、その活動に必要な経費を助成する事業の一つでございます。市の低迷する経済状況と加速する過疎化を打開する方法の一つとして、3月にふるさと財団が募集をしまして、この事業へ申請をいたしまして、4月に採択をされたという状況でございます。

委託先でございますけれども、これは、ふるさと財団と総務省が認定をしました地域再生マネージャーの資格を持っておられる小島慶藏さんという方に委託する予定でございます。この事業の内容は、大きく三つに分けまして、ナマコとオリーブをモデルにした国際的な6次産業の創出、里山里海を生かした観光再生、三つ目が、この二つの事業を継続するための人材育成でございます。期間は、申請をしますと2年間の補助をもらえると思いますが、この期間の計画としては、あちらに提出するのが3年間計画を提出しなければなりませんということでしたので、3年間で計画をしております。

今年度につきましては、1年目として、事業を効率的かつ具体的に展開するための準備運動期間だと思っております。持続可能な仕組みをつくるための市の関係各課、それと関係団体——これは漁協、JAさん等でございますけれども、連携をして、実施をしていけるような状況を今年度で確保するという事業でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 小西君。

○8番（小西 涼司君） 地域に人材を派遣してということなんですが、1名ということで、この方は市内在住の方なのか。あと、ナマコ、オリーブ等の品目が上がりましたけれども、これはこちらから申し入れた品目なのか、それとも財団のほうからの計画で上がった品目なのか、お願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） これについては、申請をした時点で、私たちのところの事業としてどのような状況で取り組むのが一番いいのか。現在ナマコの養殖というのはしておられませんし、今、長崎での水産試験センターあたりで取り組んでおられますけれども、上天草市には、今現在、とる漁業ばかりではなく守る漁業もしなければならないということで、農林水産課でも放流事業をしております。しかし、ナマコの放流はなされておられませんし、ナマコは貴重な品物でございます。正月にお金を出しても食べられるような状況ではないということもありまして、この事業については、ナマコの産卵からふ化、そして稚魚を育てて放流、それともう一つが、現在エビの生けすなんかがあいておりますので、そこあたりでの養殖が可能なのか、そういうところを今後詰めていきたいと考えております。

それと、オリーブにつきましては、今、天草市でも取り組んでおられますけれども、上天草市の耕作放棄地が目立っております。そこで、上天草市と天草市が大体30ヘクタールつくっていらっしゃると思いますので、そこと提携していろいろな事業ができないかと思いましたがオリーブということです。上天草市の中では、量的には少ないですので、学校とかいろいろな面で、地産地消も含まれますし、量がふえてきたら天草市との提携も含めてオリーブをしてみたらどうかというような発想の中での申請でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 小西君。

○8番（小西 涼司君） 今回の補正を見ますと、歳入で700万円上げてあります。歳出で868万円ということで、この差額は市の持ち出しということになりますか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） この事業につきましては、総事業費として、私たちが1,100万円上げております。これは3分の1でございますので、財団からいただくのは700万円、市の持ち出しが350万円ということで、1,050万円でございます。しかし、これを聞いてみますと、1,050万円は使い切らなくてはいけないという事業でございますが、ちょうど350万円ちょつき

りというのは使い切りません。そこで、50万円を上乗せして、1,100万円という形での申請をしましたので、ここに計上させていただいたのが1,100万円でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） それでは通告順に質問いたします。

まず、13ページの民生費委託料ですけれども、地域介護・福祉空間整備事業委託料について、湯島の面的整備ということであったと思いますが、事業内容と委託先などの説明をもう少し詳しくお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 地域介護・福祉空間整備事業の委託料について説明させていただきます。

在宅サービスの整備が進んでいない中山間地域における地域実情に応じた介護、福祉サービスの基盤づくりを進めていきたいということで、湯島地区を対象に考えております。これは、平成23年度に湯島地区で実施しました24時間在宅介護サービス事業の継続事業ということで考えております。事業内容につきましては、高齢者介護予防事業ということで、運動機能、認知機能、それと閉じこもり等の対策をとっていききたいと。それと、介護予防リーダーの育成、それから、介護予防講演会、健康づくり研修会等を実施していききたいということで考えています。

委託先につきましては、市の社会福祉協議会に委託していききたいと考えております。市社協につきましては、市社協の独自事業ということで、ふれあいサポート事業とかで湯島とのかかわりが今までにありますので、市社協を検討しております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 社協へ委託ということで、平成23年度からの在宅介護の継続事業。

この230万円の内容ですけれども、これは人件費になるのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） これにつきましては、予防事業の事務用品とか需用費、それから研修等の旅費、それからリーダー育成研修受講料等の負担金、それに予防講演会等の講演に対する報償費等を予定しております。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。人件費とかではなくて、リーダー育成をしたりいろいろ

ろするための経費ということですね。これは、平成23年、24年ということになりましたが、今後の計画はどうなっていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 今のところ、今年度の地域介護・福祉空間整備事業につきましては、単年度事業ということで国庫補助になっております。25年度以降につきましては、今のところ国庫補助等の財源確保ができておりませんので、今後の検討課題ということで考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。

次に、16ページ、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金ですけれども、先ほど説明がありました。確認させてください。市から2件の申請をした118万5,000円というのは、2件申請された総額ということなんでしょうか。それで、5月30日に採択された時点で、あまくさ農業協同組合のタマネギの選果機に18万6,000円のみ採択されたということではないでしょうか。最終的には、今後、次の議会の折か何かに、その118万5,000円から18万6,000円引いた金額が減額されるということで理解していいのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 先ほども申し上げましたが、県への申請を2件いたしました。この2件というのは、あまくさ農業協同組合のタマネギの選果機4台で、事業費が83万1,000円でございます。県の補助金が27万7,000円、申請者の負担が55万4,000円という形での申請をいたしました。

それともう1社は、大矢野有機センターがタイヤショベル1台ということで、事業費が272万5,000円、県の補助金が90万8,000円、申請者の負担が181万7,000円の申請書をつくりましたので、県の補助金が118万5,000円という形での申請書でございます。しかしながら、5月31日現在で県から結果が届きました。その中で、あまくさ農業協同組合のタマネギの選果機4台が3台になりました。それで、事業費が63万円、県の補助金が18万6,000円、申請者の負担金が42万円という形でございます。

それと、大矢野有機センターのタイヤショベルにつきましては不採択ということでしたので、その1件について18万6,000円のみ県の補助金しかいただけないという形でございますので、修正をさせていただきたいという状況でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） では、この118万5,000円は1件だけの金額ということですか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 118万5,000円は2件分です。2件分のトータルが118万5,000円です。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） それでは、2件申請されたということは、申請された方々もせっば詰まっていますというか、必要ということでされたんだと思います。もう一つの、大矢野有機センターのタイヤショベルは不採択になったということですが、市としては、今後はそれについてどのように考えておられるのでしょうか。それと、このくまもと稼げる園芸産地育成の補助金というのは、単年度だけの補助金なのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） もう1件の方の、大矢野有機センターのタイヤショベルについてでございますけれども、これが不採択になりました。ここについては、今回は採択されませんでしたけれども、今後募集される県の環境保全型農業育成事業として、補助率が3分の1でございますので、その事業について補助金などの情報提供も行いまして、来年度の機械の導入に向けてのサポートもしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番（宮下 昌子君） これは単年度事業か何かですか。くまもと稼げる――は、毎年あるんですか。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） そうです。毎年申請になります。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。

次に、17ページです。地域再生マネージャー事業委託料、これも先ほど質問がありましたが、資格を持った専門的な方を派遣するというので、700万円が入ってきているんですけども、後に168万円プラスして、868万円という予算が上げてあります。先ほど部長の説明では、総事業費は1,100万円ということでしたが、その後の分は、今後の計画ではどのような予算になっているのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） これは3分の1を市が負担しなければならないという事業でございまして、これは1,050万円を申請をいたしました。財団の助成が700万円、市の申請額が350万円でございますけれども、財団とか総務省にお尋ねしましたら、1,050万円、申請した金額を使い切ってしまうなければならない事業ですということでしたが、1,050万円ちょっと使い切るのはなかなか難しゅうございますので、プラスアルファということで、50万円をプラスさせて、1,100万円という形で予算計上させていただきました。この中の歳出のところでございますけれども、普通旅費については146万円、印刷製本費が20万円、再生マネージャーの委託費として868万円プラス10万円ということで878万円、会場使用料が2万円、原材料費として54万円という形での事業になっております。これにつきましては、平成24年3月23日に申請をして、4月20日に採択をされたということでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。ナマコとオリーブということでありましたが、この事業は2年間の補助事業ということですが、市としての計画は3年間ということを出してあるそうなんですけれども、3年目は市単独での予算ということになるのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 財団に申請できるのが、2年間の補助事業として申請できます。2年後にはどうしても自立をしなければなりませんので、各企業とかJAさん、民間の方、漁協さんという方たちの中で、いろいろな面で活動をしていただくという状況になりますので、3年目には一般財源の自主財源も必要になってくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） 市は3年間補助しますから頑張ってくださいということで、4年目からは個人で利益を上げて、自分たちで運営していくようになるという計画でいいのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） そういうことではありません。2年間は、市から財団へ補助金を申請することができます。3年目からはもう補助金とかはありませんので、その先については、2年間のうちにいろいろな面で企業、漁協、農協あたりとつながって、その中で、今から先どうやっていくのか——独立して漁協、農協、NPOとか、いろいろな方たちが参入していただいて、自分たちでやりますということであれば1番いいことなんですけれども、それに対してまたいろいろなサポートをしなければならぬ状況であるとしたならば、一般財源が必要になってくる。3年目からは上天草市からもサポートをしなければならぬとは感じております。

以上でございます。

○5番（宮下 昌子君） 4年目から。3年目は市の補助を出すんでしょう。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） いえいえ、2年間で終わりで、3年目からは本当は単独でやってほしいんです。しかし、3年目になりまして、まだ市からの支援が必要であれば、多少なりともサポートさせていただくための予算を計上しなければならないと思っておりますということです。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） もう3回過ぎたと思いますが、確認して次に移ります。何でもそうですけれども、ナマコ、オリーブにしても、例えば私がしますと言って手を挙げた人が、2年間の補助がある間はいいですね。3年目には、もし独立できないならば市も補助を考えておられるというようなことで、今、納得したんですが、4年目から単独できちんとやっていけるような十分な指導、援助をしていただかないと、新しく参入する方が不安を持ってやるといけないので、その辺はきちんとしていただきたいと思います。

次に、同じページの維和オルレコースの委託料ということで、いろいろ出ております。今回韓国から選ばれてオルレコースができたわけですが、それに絡んでいろいろされることだと思います。この事業の維持管理委託料、実施業務委託料というふうに出ておりますが、この詳しい事業の内容を。それと、先日市長も韓国へ一緒に視察に行っておられます。視察に行かれたから、これでは不十分ということでいろいろされると思いますが、その視察でどうだったのかということと、今後のオルレコースに関しての方針といいますか、今後どうしていきたいみたいなものが少しあれば、予算も今後ずっと絡んでくると思いますので、少し説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 九州オルレ維和島コースの維持管理委託料11万9,000円でございます。この内容でございますけれども、去年の2月に九州オルレに維和コースが認定されました。徐々に入り込み客がふえているところでございます。今回、九州オルレの認定者である九州観光推進機構の要望に基づきまして、コース及びトイレ——これはコースの整備費でございますけれども、維和の下山自治公民館のトイレをお借りしたいということでの維持管理の委託経費として、11万9,000円を計上させていただいたということでございます。

それと、もう一つ、九州オルレ維和島コースの実施業務委託料100万円についてでございますが、先ほど言われました韓国の視察報告と今後の方針等についてということでございます。韓国の視察報告でございますが、ことしの4月に九州観光推進機構が主催する韓国の済州オルレの視察研修に、市役所から市長と商工観光課担当者が参加をいたしました。4月22日から24日までの2泊3日までの日程で、参加団体は九州内の自治体、観光協会、商工会、旅行会社等合計28団体が参加されたと聞いております。上天草市からは、合計8名が参加いたしました。研修は、済州オルレの24コースの視察のほか、済州オルレの理事長の講演会や、コースの住民または済州道庁、これは県庁と考えてもらって結構だと思いますが、そこでの交流会に参加されました。

今後は、観光客の受け入れ態勢やコースの維持管理体制の充実を図りたいと考えております。市内においても、新しいコースを整備して、さらに観光客の増加を図り、地域の振興につなげたいと考えておまして、今、新コースの設定等も考えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 宮下君。

○5番（宮下 昌子君） コース維持管理委託料の11万9,000円は、自治公民館のトイレの維持管理ということですが、公民館のトイレというのは普通部屋の中から使うような形だと思いますが、これはどなたでも、外からいつでも利用できるような形になっているのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） これは自治公民館長さんあたりと協議いたしまして、仮設トイレというのはなかなか大変でございますので、下山地区の公民館のトイレを使わせていただくための維持管理料と、コースに草が茂ったりした場合の草刈りとか、石が落ちていて歩きにくいという場合など、そういういろいろなところでの金額として11万9,000円でございます。公

民館は私も行ったことがありますけれども、上がって行って、上のほうのトイレを使うという状況でございます。

○5番(宮下 昌子君) 外から使えるかどうかは。

○経済振興部長(坂中 孝臣君) 外からは使えません。玄関から中に入っていたかかないといけません。ですので、それに関しては、いつも解放していただいて、管理をしていただく状況でお願いするということでございます。

○議長(堀江 隆臣君) 宮下君。

○5番(宮下 昌子君) では、トイレは部屋の中から使う——ちょっと金額が少ないなと思ったんですけど。観光客の方がいつ来られるかわからないわけだから、いつ来られても入れるような状況にしておくためには、いつも公民館のかぎを開けておかなければいけないと思うんですが。例えば24時間あけてあるんでしょうか。そんなんじゃないくて、もしきちんとすべきならば、外から入れるようなトイレに改修すべきじゃないんでしょうか。

○議長(堀江 隆臣君) 経済振興部長。

○経済振興部長(坂中 孝臣君) それについては公民館の方にもお願いしました。夜歩かれることは余りないのかなと思いますけれども、ここは常にトイレとして使用可能ということで管理していただいておりますので、かぎがあかなくてトイレが使えないという心配はございません。

○議長(堀江 隆臣君) 宮下君。

○5番(宮下 昌子君) 私は、トイレに関しては、その辺をもう少し考えるべきではないかなと思います。管理する側は大変だと思います。毎日かぎをあけて、閉めに行かなくてはいけないんでしょう。だから、その辺のことはもう少し予算をつけて、市できちんとすべきではないかと思えます。

以上で終わります。

○議長(堀江 隆臣君) 次に、12番、田中万里君。

○12番(田中 万里君) 12番田中です。質疑を行いたいと思います。先ほどから重複する点がございますので、その点は省きたいと思えます。

まず初めに、16ページの使用料及び賃借料について、調理機器リース料45万円。事前調査にて、加工場さんばーるへのフライヤー等2台分のリース料ということはわかりました。同時に、説明資料で、加工センターに対して、加工品をつくるのに対しフライヤーがもともとなかったもので、それをつけるということと、さんばーるにも今後の集客を図るためにつけるということでございます。

まず初めに、加工センターをつくる際に、委員会も立ち上げて、ある程度こういうものが需要ではないかという議論があったのではないかと思うんですが、そういうときには出なかったのか。それと、なぜ急にフライヤーが要るようになったのか。それと、さんばーるは、今、指定管理者で市が委託しております。さんばーるの売り上げも、指定管理者の中では黒字で、十分な運営資金もあるのではないかと思うんですけれども、その辺も含めて、なぜ市がリースとして借りてま

で貸し与えなければならないのか、その点についてお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） フライヤーのリース料45万円でございますけれども、先ほど言われました農林水産加工開発研究センターで、なぜ当時導入をしなかったのかということでございましたけれども、当時フライヤーの導入というのはありませんでした。なぜ導入するのかということでございますけれども、先ほども申し上げましたが、設置当初からフライヤーの設備がございませんでしたので、今回の補正に当たったんですけれども、最新式のフライヤーを研究センターに1台導入します。揚げ物分野の研究開発を支援するのが目的でございます。

このフライヤーは、今までのフライヤーとはちょっと違ひまして、電磁波等を使い調理するフライヤーでございますので、当センターの加工品の開発のスピードアップや、市内産出の農産物、海産物の加工の幅が広がる。例えば揚げるスイーツとか、ブランド推進協議会等で商品化に向けて取り組んでおりますエイを使ったコロッケなどの加工品などにも応用でき、また、市民の皆さんたちに研究に使っていただくためのフライヤーということでございます。

それと、さんば一へへの導入についてということでございますけれども、さんば一は市民だけではなく多くの観光客が立ち寄るところでございますので、上天草市の食の拠点施設、アンテナショップ的な施設として機能しております。今回、さんば一に最新式のフライヤーを同時に導入することによりまして、さんば一にある既存の揚げ物のレベルアップと新商品の開発のスピードアップが可能となります。さんば一でしか食べられない目玉商品の開発などもしていただきまして、さらなる集客力の向上を期待しているところでございます。市外からの入り込み客が多くなることによって、農林水産物の売り上げがふえれば、農林漁業者の収益増にもつながるのではないかという意味での相乗的な効果があると考えて、さんば一に1台導入したという形でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 今の説明によると、当初設置していなかったもので、今回要望があつて設置しますと。それで、最新の電磁波のものを導入されるということでございます。さんば一は、さんば一で独自に新商品を開発したり、また集客できることで相乗効果があるということでございます。

まず、食品加工センターは、新商品をつくるために設置したと思うんです。ならば、さんば一で考えないでこっちで考えて。タイアップを組んで、そちらで考えてそちらで開発して。この場合は、あくまでも研究をするまでの間でしょう。ここで研究をして品物ができたら、民間の方が、こういう研究をしたいので使わせてくださいと。それで、商品になった時点でたしかそこはもう使えなくなるんじゃないですか。そういう説明を以前受けたんですよ。例えばAという商品が完成したならば、そこでの作業はもうだめだと思うんですよ。そうやって断られた方もいるという話も聞きました。

今の説明によると、その後もそうやって使えるような説明に私は受け取ったんです。フライヤーをつけることで、そういうのにつながるというような。だから、研究なら研究で置いて、その後はフライヤーを民間の方が買って、そこでじゃんじゃんばりばり商品をつくってもらおうということなんでしょう。

それと、さんばーるに集客するのであれば、さんばーるが独自でやらなければならない事業じゃないかと思うんです。市からさんばーるにリース料を出して貸し与えるという部分について、なぜそこまでののか。

もう1点が、例えばさんばーるで商品を揚げます。揚げるのはさんばーるの職員がするでしょう。よくお店で揚げていますが、そういうのもさんばーるがする、その辺のやりとりが想像できないんです。

それともう1点、45万円組んでありますが、事前の調査でフライヤーの型式とかを聞いて、ネットで調べたんです。それならば、私は買ったほうが早いんじゃないかと。リースならば次の年度もまた払わなければならないと思うんです。ひもつきの場合、購入はできませんという理由があればリースでも仕方ないと思うんですけれども、本来フライヤーというのは十何万円の品物ではないかと思うんです。リースになれば高くなるじゃないですか。その部分の絡みを答弁願います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 先ほど議員が言われました加工開発研究センターにつきましては、私の表現の仕方が悪かったかと思えますけれども、そこで、皆さん方も研究開発をされて、揚げていただいて、研究をしていただく。その商品ができ上がれば、自分のところに持って帰っていただいて商品化していただくというのが、加工開発センターの1台です。

それで、さんばーるに置くもう1台というのは、今のフライヤーより機能がよございますし、いろいろなメリットがございます。油であれば、今は1週間に1回、油を18リットルかえておられます。月に4回かえられるのが、このフライヤーを使うことによって、ずっと足りない分を加えていけばいいというメリットもございます。私も食べましたが、豆腐も生のままで、そのままぽっと放り込んでもジュシーなものができます。だから、現在使っているフライヤーよりもすごい機能を持っているフライヤーだということございます。

○議長（堀江 隆臣君） だから、それはさんばーるに買わせるものじゃないですかということです。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） さんばーるは、皆様方も御承知のとおり、農林水産業の販売施設として建設された上天草市の施設であります。現在は、指定管理者制度によりまして、株式会社パライゾ上天草に管理を委託しております。今回は、新たに設備を設置するものでありますけれども、既存の施設、設備の経年劣化等の負担について定めている管理協定上のリスク分担にはなじまず、市の所有として導入することにより責任の所在が明らかになりますので、我々は適当だと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 研究開発費というのは、そこで研究をして、それを商品化して、民間でだれかが独立したりして、また雇用ができたりする目的のもとにリースするためだということはわかりました。

今、さんばーでフライヤーを使っていますが、そのフライヤーは市の備品になるんですか。フライヤーの調子が悪いので、リスク分担の中で定めに基づいて今度はリースで貸すと。今、答えられなかったんですが、継続的に使うのであればリースよりも買い取ったほうがいいのではないかと考えます。だから、リースにする理由、補助金か何かを使うからリースでしかならない、県や国の交付金の要綱の中に、リースでなければだめだと、備品購入は1万円以上はだめだとかいうのがあるからリースにするのかという点を、答えられる中でお願いします。だから、さんばー一に対しては、リスク分担のところでは契約書の中に入っているから、購入部分がこうなる部分は市で買わなければならないということに基づいて、リースで貸し与えるということなんでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） そうでございます。それと、リースにしたメリットとしては、購入に比べて単年度の財政負担が少ないということと、最新機種のためメンテナンス面にやや不安があるのではないかと。リースにした場合は2年目から保守がつきまして、故障時の対応が安心であるということでのメリットということで考えました。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 3回しましたので次に入りたいと思いますが、新品の価格を1回よく調べたほうがいいような気がします。

続きまして、16ページの負担金補助及び交付金については、先ほどの何名かの議員さんの説明でわかりましたので省きたいと思います。

続きまして、17ページの13委託料、新・地域再生マネージャー事業委託料868万円についてお尋ねいたします。この事業についても、先ほどから説明、答弁が行われました。その中で、オリーブについてとナマコについて計画がなされておりますが、ナマコとオリーブ等の養殖研修費ということでございます。オリーブ事業については、先ほど答弁の中にもありましたように、天草市が九電工と連携を持って現在とり行っております。4年ぐらい前からやったんじゃないかと思うんですけども。そのほかにも、民間の企業と連携を持って行っております。その辺の調査はどのくらいされたのか。今現在、九州のどちらかで、オリーブ事業にすごく力を入れているところがあります。そういうところを調査した上で、今回オリーブがいいと思ってされるのかという部分と、ナマコについても、中国でナマコの需要がすごく多いということをうかがっております。特に、中国の富裕層の方たちがナマコを食して、高級料理として扱われたり、肝臓等の漢

方薬として使われているということを聞いて、私もナマコについて鹿児島へ調べに行ったんですけども、天草でどうにかナマコができませんかと。トン単位で欲しいということがあったんですけど、こちらではそれは不可能ということで申し上げた次第であります。ナマコについては、中国とか、そちらも視野に入れての計画が何かあるのか。

それと、先ほどの宮下議員の説明によると、2年間は補助をいただいて補助事業でやります。3年目から自立しますということでございますが、多分、計画書を出される時点では、2年間で自立できるような計画書を出さなければ採択できないと思うんです。その計画はどのようになっているのかという部分を。先ほどの部長の答弁では、もしだめな場合は自主財源でということだったと思うんですが、多分それでは通らないんじゃないかと思うので、その計画性を。それと、先ほどのナマコについては、エビの養殖場の跡とか、オリーブについては耕作放棄地。耕作放棄地を利用するにしても、もう長年草がぼうぼうのところですよ。草を刈ってそこまでするなら、トラクターを入れていろいろとしないと、絶対そういうのが植えられないと思うんです。その部分について、どういうふうを考えているのか。耕作放棄地の候補地はどこを考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） オリーブは、天草市で平成21年の秋から試験的に、平成22年から本格的に取り組まれたと聞いております。現在の状況は、栽培者が110名おられまして、栽培本数が1万3,850本、面積が約30ヘクタールでございます。植樹の候補地としては、今、耕作放棄地ということで申し上げましたけれども、今のところまだその段階まではいっておりません。

何でかといいますと、今度の1年で、この事業についてどうしたほうがいいのかというのをいろいろ調査するのが今回の準備運動期間でございますので、そこは、来年度までのうちに見きわめなければならぬ事業になってくると思います。当市の中では、天草市とかに比べて耕作放棄地が少のうございますので、大量に何十ヘクタールとかというのは難しゅうございますけれども、先ほども言いました地産地消の面も含めて、天草市との提携をして、販路の拡大もできるのではないかとということで、オリーブという形の申請をいたしました。

それから、ナマコは、中国における需要が多くありますけれども、その点を視野に入れて計画したのかというところでございますが、ナマコは滋養強壯の高い食品として、中国の富裕層を中心に重宝されております。中国経済に伴います需要が伸びてきております。しかし、需要増によりまして、世界的にナマコの供給量が減っておると聞いております。上天草市とか天草でもナマコの量は少のうございます。資源を守りながら、産卵からふ化、稚魚をつくりまして、放流とか、養殖場にて養殖をするなど、今回の方法を検証して進めていきたい。また、加工した商品については、先ほども言われましたように、需要が多いからということで相当の量を簡単に輸出はできませんけれども、将来に向けてアジア市場に販路が見出せればというきっかけづくりがこの事業のねらいだと感じております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 具体的なことは、今からの1年間で構築するということでございます。議会に配られた事業内容の中で、地中海イメージ創出による観光を再生し、若手の人材育成による持続可能な地域活性化を目指す事業ということがうたわれております。目的は、雇用を考えていらっしゃるのかと思います。申請されました事業が採択されましたとなれば、今から考えていくある程度のたたき台はあるかと思えます。本当にこれを事業化して、目的を達成できるようにするためには、いろいろな知恵をおかりしなくてはならないと思えます。

ナマコについては、私もインターネットで調べたんですが、全国的にもあまりございません。なので、もし成功することがあれば、先進地としていろいろな効果もあるかと思うんですが、オリーブについては、どこも取り組んでいて、失敗例が多うございます。失敗しないためにいろいろな研究をしなくてはならないと思えます。

それと、耕作放棄地と言われるのであれば、各区にそういうところがたくさんあるので、そういうところを各区の人たちと活用して、各区の取り組みもするべきではないかと思うので、今後、その辺も考えていただきたいと思えます。

先ほど説明の中で、小島さんという方をアドバイザーとして迎えらるということをおっしゃいましたが、この小島さんについてわかる範囲でいいので、どういう方が御説明をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 小島さんについては、地域再生マネージャーの資格を持っておられます。伊藤忠の職員でもございますし、奥さんが会社をされていて、そこの役員にもなっておられます。そして、京都大学ともつながっておられまして、京都大学でも舞鶴でナマコ等の研究をされておりますので、ナマコ等については、京都大学の先生あたりもこちらに来ていただいて、マネージャー等と一緒に、上天草市の漁民の皆様とか漁協の皆様方、水産試験センターの皆さん方とつながりを持っていただいて、研究をしていただくという感じの方でございます。

以上でございます。

○12番（田中 万里君） オリーブに対しては。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） オリーブについては、この方が詳しいということは私のほうは確認しておりませんが、奥さんが会社を経営されておられまして、そこでオリーブなんかも栽培を手がけていらっしゃるということは聞いております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ここでお諮りいたします。12時を過ぎましたけれども、このまま時間を延長して続けたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） それでは続けます。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） 今聞いた限りでは、これからの部分も非常に多いような気がします。予算計上して、外部からの予算をこれだけ持ってきておりますので、もう少し計画性を持って、いろいろな知恵をかりてからやったほうがいいのではないかと思うので、その部分は取り入れていただきたいと思います。

続きまして、同じページの九州オルレ維和島コースツアー実施業務委託料等についてお尋ねいたします。

これは以前お尋ねしたときに、受け入れる際は、一人二人ではなくてツアーでこちらに来られるということを聞いたんです。どこかの観光会社がツアーでこちらに連れてきて、1泊なりされて維和島をハイキングするということです。先ほどの説明の中では、単独でだれか来てというような感じだったんですけれども、これは違うでしょう。ツアーを受け入れると以前聞いたんですけれども、そうじゃないかと思います。

それともう一つが、現在のツアーの受け入れ人数。または、今後年間どれくらいの方たちを受け入れる計画になっているのか。その点についてと、これは今後出てくると思うんですけれども、この事業は維和島の方たちの協力がなくてはできないと思うんです。その部分で、今、維和のまちづくり実行委員会の方たちにも話が行っているんじゃないかと思うんですけれども、何名かの方と話したら、いろいろと大変だからどうしていいかわからない部分もあると。維和島だけではどうにもできないから、いろいろ知恵を貸してくれという意見も出ております。維和島のまちづくりの方たちのやる気がすごくあられて、どうにかやりたいという思いがある反面、これをする上でいろいろ大変なことも出てくると思うんですけれども、その部分についてはどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 補足的に私から説明させていただきたいと思います。

まず、オルレについて、私自身、4月22日に当市の観光協会会長そのほかの方々と韓国濟州島に視察に行っていました。そのときの感想は、オルレは非常に観光の起爆剤になり得るという感触を得ております。濟州島には24コースございますが、韓国本土から年間100万人来られています。そのほとんどが3泊4日のコースでございまして、観光に対する効果は非常にあるということを感じてまいりました。これが、現在九州に導入され始めておりまして、皆様御承知のとおり九州に4カ所オルレのコースが認定されております。

私どもが今回この100万円のコースツアーを上程させていただいておりますのは、九州の中でも上天草市が1番なんだというPRをしたいのが一つです。九州4カ所から行政関係者、観光関係者を招致して、そして、韓国の本部からも招致して、100人あるいは200人規模のレセプション大会をとり行いたいと考えております。これをするによりまして、メディアへのPRであったり、あるいは九州各地域におけるオルレの推進母体として私どもが手を挙げていきたいとも考えているところでございます。そういった関係で、1泊2日のコースツアーを実施するこ

ととあわせましてレセプション大会を行いたいという構想のもと今回100万円を上げさせていただいております。

今後については、今現在、ほぼ毎日のようにお客さんが来られております。私たちは韓国の方かと思っていたんですけれども、日本人の方が多くて、これまで来られていなかった横浜とか四国といったところから自分で調べられて来られています。私どもがPRも全くしていない中でのごさいまして、オルレについての関心が非常にあるのではないかと期待しているところがあります。

そして、まちづくりの方々のかかわりがございますけれども、今回、陳情書にも維和まちづくり実行委員会の方々から要望が出ておりますが、一緒に協働した形で、連携させていただきたいと思えますし、相互のそれぞれの役割がございますから、役割分担を明確にして、行政としてすべき部分、またまちづくりとしてしていただく部分、あるいは観光協会としてしていただく部分をよく議論しながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 今の説明では、ツアーじゃなくて個人的な方も来られるということです。市を初めいろいろ各誌、新聞にも取り上げられました。

今回、維和地区から陳情が上がっております。今の話では、年間100万人ぐらいが韓国では来られていると。100万人来なくても、10万人20万人が来るようなことになればすごく効果はあると思うんです。ただ、維和地区のまちづくりの方だけに負担をかけるのではなくて、例えば維和地区のまちづくりの方が中心になって、いろいろな各種団体、それか、これについての実行委員会なりを立ち上げて――本体は維和地区でいいと思うんですけど、そうしないと、どうしても維和地区の方たちにいろいろな負担がかかります。

それと、まちづくりの方たちとお会いしたこともあるんですけども、これまで維和地区を支え、また大矢野地区を支えた方たちが中心となってつくっておられて、すごくエネルギーなんですけど、若い人たちも取り組んでやらないと、継続していくのが非常に厳しいんじゃないかと思えます。もう少し市からいろいろと広い範囲で協力体制をとらなければ、どうしても負担がかかりすぎると思うので、その辺は今後課題として持っていただきたいと思えます。

今の話によりますと、今回の100万円というのはレセプションをするための費用であると。今度また観光関係の方が来られるということですが、時期的には決定しているのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） この件については、今回予算の計上をお願いしますので、秋口になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 田中万里君。

○12番（田中 万里君） 秋口ということですが、秋口は五橋祭やいろいろなイベントと重なりますので、その辺の調整等も十分に考えなくてはいけないと思えます。以前、秋

口にイベントが殺到して、市長のあいさつ等が、片方では市長のあいさつ、片方ではまた違う方と、1日に三つぐらいの事業が重なったことも去年はあったと思います。その辺の調整等をして、受け入れる側としてもちゃんとした受け入れができるように——今回副市長がおられるので代理で行かれることもあるかと思うんですが——その部分も含めて、しっかりとした計画を練っていただきたいと思います。

今回の補正予算を統括的に見ますと、外部からの予算を引っ張ってきて当初予算の削減につながったりしています。私的には、今まで議会でそういうのを活用してくださいということを要望した手前、職員の方たちが努力されてやっている部分は評価いたしております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 次に10番、島田光久君。

○10番（島田 光久君） 18ページの海拔表示設置板委託料522万3,000円についてお尋ねしたいと思います。

昨年度の津波災害を受けて、全国的に海拔表示が進められていると思います。そして、市民に向けて、防災意識の向上のためもあると認識しているところであります。そこで、今回予算をつけられた中で、どのような海拔表示板なのか、形、色、高さ、そして設置場所、数はどれくらい予定されているのか。そして、潮位が大潮、中潮、小潮とありますけれども、海拔表示の基準は、上天草市はどの辺でされているのか。その辺を先に教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） お答えします。海拔表示の設置でございます。表示板の形やデザイン等については、全国の他の市町村の事例を参考に検討している最中でございますが、電柱や電話柱に設置する予定でございますので、大きさは縦40センチ、横30センチ程度を考えておりまして、色合いは、青色をベースとして市民が見やすいデザインとする予定でございます。設置場所は、標高15メートル以上ある行政区を除いた169行政区を対象として、1行政区当たり3カ所、全体で510カ所程度を予定しているところでございます。

海拔表示の基準ということでございますが、海拔表示は、海面をゼロ、要するに東京湾の平均海面を基準として設置予定でありますので、現在の潮位等とは関係なく海拔ゼロ、標高ゼロとして測量した水準点をもとに出される高さで、標高と海拔は同じような結果というところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） どのような形の掲示板かというくだりで、縦40、横30センチ、青に白抜きと。国交省が基準を出していることは御存じと思うんですけれども、縦30センチ、文字の高さ20センチを基準に、例えば国道筋とか電柱とかの基準をつくって、ホームページで設置をするように公表されています。それを御存じかはわからないんですけれども。色は青の白抜き、高さの表示は1.5メートル前後ですね。小学校区の周辺は振り仮名をつけるとか、

はっきりした基準を国交省がつくっていますので、道路あたりにつける場合にははっきりした参考になると思います。そして、各県を大分調べてみましたら、大きさにしても結構ばらばらな設置状況であります。今回は集会所に設置されるという形になっていると思うんですけども、電柱とか海岸とかへの設置は考えていらっしゃるのか。設置するとしたら、数も相当数要ると思うんです。その辺はどのように考えておられるのか。

それと、海拔表示の基準です。これは、今、東京湾のゼロ地帯を基準という答弁であったんですけども、各地区に基準値があると思うんです。上天草市の場合は、満潮が何時とか潮位は三角港と水俣港を基準にして発表されています。必ず満潮が1日2回来ますから。基準は、恐らく小潮、中潮、大潮の平均値の基準に大体なると思うんです。ということは、基準値がゼロメートル以下のところも結構あると思うし、高潮のときはゼロメートル超えるところも相当あると思うんです。その辺の表示も掲示板に盛り込むことはできないか。

それともう一つです。観光地だから、他県においては英語、中国語、韓国語とかで海拔表示をしている県もあります。その辺の検討もぜひしてもらいたいと思うんです。今回、集会所に設置されるとなっているんですけども、今言ったほかの海拔表示の計画はあるのかないのか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 海拔表示は、今申しましたとおり、電柱、電話柱を予定しているところでございます。集会所等は現在のところ予定しておりません。高さについてでございますが、東京湾平均海面をゼロとしておられますので、ゼロメートルを各地域に海拔表示がされるというところでございますので、今回もそういうところで、海拔表示でいきたいと思っております。

平仮名表示もどうですかということでございますが、現在、予算を獲得するための見積もりはとっておりますが、振り仮名表示とかまでは今見積もりをとっておりません。先ほど言いました、青色をベースに縦40横30の板だったら幾らですよという見積もりをとっているところでございますので、今後、表示については、国交省から出ているということでございますが、私、確認しておりません。そこを再度確認しまして、表示のあり方を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） それと、熊本県はそういう表示の基準を示されているのか。沖縄県においては、5メートル以下は赤に白抜きなんです。6メートル以上は黄色に黒抜きです。20メートル以上は青に白抜きで、沖縄県内は統一されていると思います。だから、上天草市、天草市も含めて、ある程度統一した海拔表示が要るんじゃないかと私は思うんです。だから、できたら、設置されるときは天草市と連携されて進めてもらいたいと思います。

それと、表示場所です。確かに今、電柱に掲示されるということでしたけれども、電柱の使用料が年間に幾らか発生すると思うんです。その辺の調査はこれから打診されるのか、それはどうなっているか。他県のある市町村においては、電柱の掲示板にスポンサーを入れて、市の持ち出

しはゼロという形で海拔表示している事例もありました。その辺もぜひ研究してもらいたいと思います。場所も、電柱とかポスト、下水のマンホールのふたとか消火器、カーブミラーとか、いろいろな場所にされているところも結構あります。防災意識が高まるような海拔表示をぜひ検討してもらいたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 表示板の基準ということで、県に表示の基準があるのかということですが、現在のところ私は伺っておりませんので、多分ないんじゃないかなろうかと思っております。それから、電柱の使用料については、担当に確認しましたところ、電話柱、電気柱ともに無料ということですが、もしそこにスポンサーが入った場合は広告となりますので有料になりますという回答を朝いただいたところでございます。

それから、天草市においては、昨年標柱に表示を設置されたと聞いておりますが、設置箇所数がまだ少ないということですが、県内どこでも同じ表示が一番わかりやすいと思いますので、こういう表示板が他自治体の見本となるような表示板になってほしいなと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 以上をもって通告による質疑は終了しました。ほかに質疑はございませんか。

17番、桑原君。

○17番（桑原 千知君） 通告はしていませんけれども、今、島田議員が質問された内容と少し重複しますが、一言申し上げたいことがありますので、質問したいと思います。

前の建設部長に多分言ったと思うんですけども、私、表示板の件は県に言いに行ったんです。それは、岩谷ののり面の吹きつけが完成しているでしょう。あれは県の工事だったですね。現地を視察したとき、のり面に吹きかけて何メートルという海拔の表示がしてあったんです。そういった工事に付随した形で海拔を表示する場合は、恐らく業者が、交渉の仕方によっては、金を出さずに大きなプレートなんかをしてくれるというようなことを私は言いに行ったんです。今度ある程度完成したのを見て、つけるような感じはしていません。総務部長に言ったかな。言ったんですけども、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） お答えします。その岩谷の吹きつけの表示については、以前の建設課の課長補佐、現課長でございますが、課長からそういう旨の申し出はありました。まだその段階では表示板の設置等は決まっておらなかったもので、見合わせておったところでございます。そういうことで、県のそういう動きがあるということであれば、今後、道路筋等の吹きつけ場所に表示していただければ大変助かるということでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 桑原君。

○17番（桑原 千知君） この件は、県のほうだから、山口県議にもしかと言って、一般質問

でも言ってくれないかという話もしております。先ほどの島田議員ではございませんけれども、天草の場合は海に面した中で、新たにのり面の工事あたりの工事基準が緩和されて、新しくできるのり面の工事があると思います。今度は、下桶川の休憩所あたりも、そこら付近も一例として市がする仕事でございますので、そういったものを併用すれば、より多くの市民にわかるように有効に表示ができると思いますので、ぜひともそこら付近は県とも連携する中で、上天草市が率先してやっていただければ、恐らくこの話は近隣の行政区にも波及していくと思いますので、その付近をぜひお願いしたいと思います。答弁を一言お願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 工事担当は建設部局になるかと思いますが、標高表示、海拔表示ということで私から回答します。各自治体、各道路にもいろいろな工事、のり面だけじゃなくて、波返し工とかいろいろなところの標高表示ができるかと思いますが、電柱だけではなく、そういうところで工事等を伴って表示ができるのであれば、標高表示をしていただきたいと思っておりますので、事業部署においては検討をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

11番、川口君。

○11番（川口 望君） 私も通告はしておりませんでした。今回の補正予算の部分で2点聞きたいことがありますので質問いたします。

まず、1点目が16ページのフライヤーのリース料の部分です。確かに食品開発という部分は幅広くて、いろいろな部分での経費は確かに必要だと思います。例えばフライヤーが必要ならフライヤーを購入しないといけない。特殊な調理器具なども今後出てくるかと思うんです。その部分で、ちゃんとした年度計画、年度事業を立てた上で、こういった機材の購入を考えておるのか。なぜかという、加工場に関しては余りにも途中での補正予算が多すぎる部分というのを非常に感じております。例えば経済振興部あたりが、県加工開発研究所あたりの年間の事業計画あたりは提出しているのか。今後、必要なものは必ず買わなければならないと思うんですけれども、今後の年度計画の上でどういった加工を進めていくのかという部分はつくっておられるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 今、商品開発ができている部分、今後進めていく部分というのは、年間計画についてはブランド推進室でしております。それと、開発した商品については、皆さん方に情報提供して、どこかでどなたかつくっていただけませんかという募集もかけております。そのような年間計画については現在もしておりますけれども、今後も、議員が言われるとおりそのような計画を立てて、備品購入とかについては市の持ち出しでございますので、そこを含めて慎重にやらなければならないと感じております。

○議長（堀江 隆臣君） 川口君。

○11番（川口 望君） この執行部の文で当初から設置していなかったためというのは、当

初からこういった計画はなかったわけですね。ですから、今後購入していかなければならないと。研究開発という部分は今後必ず必要ですから、そういった部分での予算計上は、私達も認めないわけではないですけども、余りにもぼっと出た部分の補正予算が目立ちます。そういった部分は、また今後経済振興の委員会で審議されると思いますけれども、気をつけていただきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

18番、渡辺君。

○18番（渡辺 勝也君） 私は苦言を呈するような形になるかもしれませんが、きょうは、坂中部長は次から次へと質問攻めになりますが、お尋ねします。

私も維和島の観光ツアーコースについて一言申し上げておきたいということでございます。と申しますのが、私も、観光協会長をしておった関係で、維和の区長さんあるいは住民の方たちから電話が来て、ツアーコースのテレビ放映もされました。しかし、そこらあたりが、執行部と地元との伝達方法が十分にできていなかったんじゃないかなろうかというきらいがあるわけなんです。確かに、さっき答弁を聞いておれば、市長の説明も将来大変希望の持てるような話ですし、坂中部長の話もそうです。その辺の説明はいいですよ。ただ、地元と観光というものは一体感を持って、島を挙げてというような感覚でないと、幾ら想像を並べてみても、地元がそれに賛同していただけないということになれば、せっかく認定をいただいたコースが、ややもすれば先細りになるのではなかろうかという危惧の念があったものですから、今後はそこらもまず地元と十分に協議をしていただいて、皆さんが観光案内人になれるような説明をしてもらわないと。確かに自治公民館長の何人かはやってはいらっしゃいますね。本来なら、その人たちが末端に、住民に話を下げていただければよかったですけれども、それが行ってないものだから騒動があったわけですね。

そういうこともありますものですから、執行部もそこらあたりの指導を、地域住民に十分徹底されるようなことも、自治公民館長あたりにも言って。区長みずから私にそういう電話が来たものですから。団体ばかりでなく、個人も来ているわけですからね。この前、韓国のお客さんなんか飛び込んで来られたときに、個人の方が電話をしてこられたわけです。どうすればいいですか、どうなっていますかって。韓国語をしゃべれるわけでもないのに、坂中部長にも電話しましたが、ちょうど出張でおられなかったから、観光商工課、それと観光協会の篠田君たちにも連絡をとって、どうにか対応しなさいと言った経緯があるわけです。

今後は、そこらを参考に周知徹底をした中で、先般からずっと説明があっている希望の持てるようなやり方でしていただきたいと。これはあくまでも要望的になりますが、そういうことで、十分その点は念頭において今後取り組んでいただきますよう、重ねてお願いをいたしておきます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ本件は、各所管の常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第45号 熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第7、議案第45号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

それでは、議案第45号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって議案第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第46号 熊本県後期高齢者医療広域連合格約の一部変更について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第8、議案第46号、熊本県後期高齢者医療広域連合格約の一部変更についてを議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

それでは議案第46号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。したがって議案第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第47号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例

の整備に関する条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第9、議案第47号、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 本日追加提案いたします議案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。議案の詳しい内容及び提案理由につきましては、市民生活部長が説明いたしますので、議員の皆様方におかれましては、御審議いただきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大谷 達巳君） 追加議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。お願いいたします。

議案第47号、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。この条例の改正につきましては、外国人住民の利便の増進及び市町村行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用に加える住民基本台帳法の一部を改正する法律及び外国人登録法廃止を含む出入国管理法等の一部を改正する等の法律が、いずれも平成21年7月15日に公布、平成24年7月9日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

説明資料の1ページをお開きください。議案書の第1条は、上天草市行政組織条例の一部の改正でございます。外国人登録法の廃止に伴い、条例第2条、市民生活部の項第1号中の外国人登録の部分削除するものでございます。

次に、説明資料の2ページをお開きください。第2条は、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部の改正でございます。第2条につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法廃止を含む出入国管理法等の一部を改正するなどの法律の公布に伴い、関係条文、条項の整備のための改正点が多くあります。そこで、主な改正点のみを説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは御説明いたします。条例第2条中の次に掲げる者を住民基本台帳法、昭和42年法律第81号に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者に改め、同条第1号及び第2号を削除するものです。説明資料の3ページをごらんください。条例第5条中に同条第3項といたしまして、市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる、を新たに加えるものです。

条例第6条第3号中、氏名の次に、外国人住民にかかわる住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称を加えるものです。

次に議案書の2ページをお開きください。同条第7号として外国人住民が住民票の備考欄に記

録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記を同条第6号の次に加えるものです。

また、条例第14条第3号中氏又は名を、氏名、氏又は名、外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含むに改めるものです。また、同条第5条といたしまして、外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき、日本国の国籍を取得した場合を除く、を同条第4号の次に1号を加えるものです。

説明資料の6ページをお開きください。第3条は、上天草市手数料条例の一部の改正でございます。住民基本台帳法の外国人住民への適用に伴い、別表第1の区分、住民基本台帳の部、外国人登録に関する証明手数料の項を削除するものです。

次に、説明資料の7ページをお開きください。第4条は、上天草市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部の改正でございます。条例第1条中第30条の44第8項を第30条の44第12項に改めるものです。附則といたしまして、これらの施行時期は、法の施行日に同じく、平成24年7月9日から施行するものであります。

また、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正に伴う経過措置としまして、以下の記述を第2項、第3項として追加するものといたします。経過措置の内容につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。提案理由といたしましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となったため、関係規定を整備する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

議案第47号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、本件は総務常任委員会に付託いたします。

日程第10 報告第1号 平成23年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第10、報告第1号、平成23年度上天草市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、次に進みます。

日程第11 報告第2号 平成23年度上天草市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報

告について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第11、報告第2号、平成23年度上天草市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、次に進みます。

日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第12、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がありませんので、これをもって終了いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は市長提案のとおり答申することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は市長提案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第13 同意第3号 上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 日程第13、同意第3号、上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論がありませんので、これをもって終了いたします。

同意第3号を採決いたします。

本件は市長提案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は市長提案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第14 請願・陳情等の取り扱いについて

○議長（堀江 隆臣君） 日程第14、請願・陳情等の取り扱いについてを議題といたします。

本定例会で受理しました請願・陳情書等は、お手元に配付の一覧表のとおりでございます。議会運営委員会で検討いたしました結果、各所管の常任委員会に付託いたします。結果はお手元に配付のとおりでございます。

日程第15 選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（堀江 隆臣君） 次に日程第15、選挙管理委員会委員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、私議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。したがって私議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には瀬崎力雄君、本瀬忠知君、山口洋一君、谷川正澄君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私議長が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。したがってただいま指名いたしました瀬崎力雄君、本瀬忠知君、山口洋一君、谷川正澄君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名いたします。

第1順位岩本勝好君、第2順位黒瀬真紀子君、第3順位寺中静一君、第4順位斎藤昭治君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま私議長が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。したがいましてただいま指名いたしました、第1順位岩本勝好君、第2順位黒瀬真紀子君、第3順位寺中静一君、第4順位斎藤昭治君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

あす12日から14日までは休会し、次の本会議は15日から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時47分